

平成31年 No.23

○東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程等の一部を改正する規程
の制定について

改正理由

センターの組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 3 月13日 教育研究評議会 審議・承認

(国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正 平成31年 3 月25日

役員会 審議・承認)

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程等の一部を改正する規程
を次のように制定する。

平成31年 3 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第18号

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程等の一部を改正
する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程（平成12年規程第 6 号）
- (2) 東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）
- (3) 東京学芸大学情報処理センター規程（平成元年規程第 6 号）
- (4) 東京学芸大学環境教育研究センター規程（平成 6 年規程第13号）
- (5) 東京学芸大学国際教育センター規程（昭和58年規程第10号）
- (6) 東京学芸大学教育実践研究支援センター規程（平成16年規程第 5 号）
- (7) 東京学芸大学理科教員高度支援センター規程（平成23年規程第22号）

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学<u>次世代教育研究センター</u>規程 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学<u>次世代教育研究センター</u>（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、<u>学校教育、教員養成、現職教員育成、教育支援者養成を有機的に捉えて、次世代教育の在り方について調査・研究し、次世代教育に係るカリキュラムやプログラム等を研究・開発し発信する</u>ことを目的とする。 (業務) 第3条 <u>センターにおいては、次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>次世代教育の在り方についての調査・研究及びカリキュラムモデルの開発</u> (2) <u>次世代教育を担う教員に求められる能力の研究と能力育成プログラムの開発</u> (3) <u>次世代教育を担う教員の養成及び現職教員育成カリキュラムモデルの開発</u> (4) <u>次世代教育を担う教員の養成のための教育実習の在り方の調査・研究及び実習プログラムの開発</u> (5) <u>次世代教育における教育支援者に求められる能力の調査・研究と能力育成プログラムの開発</u> (6) その他必要な業務 2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。 3 <u>プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。</u> (職員) 第4条 センターに、センター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。	東京学芸大学<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>規程 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、<u>学校教育カリキュラム並びに教員養成及び教員研修プログラムに関し、専門的な調査及び研究を行うとともに、全国共同利用施設として、この分野の調査研究に従事する者の利用に供すること及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2第1項に基づき、他の大学の利用に供すること</u>を目的とする。 (部門及び業務) 第3条 <u>センターに、カリキュラム構造研究開発部門、教員養成プログラム研究開発部門及び教員研修プログラム研究開発部門を置き、次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>学校教育カリキュラム構造の研究及びカリキュラムモデルの研究開発</u> (2) <u>教員養成プログラムの研究開発</u> (3) <u>教員研修プログラムの研究開発</u> (4) その他必要な業務 (職員) 第4条 センターに、センター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教員を置くことができる。 (客員教授等) 第5条 センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。 2 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。 (共同研究員) 第6条 センターに、必要に応じて、共同研究員を置くことができる。 2 共同研究員は、学長が委嘱する。 (センター長) 第7条 センター長は、学長が指名する副学長又は教授をもって充てる。 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。 第2章 運営委員会	2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教員を置くことができる。 (客員教授等) 第5条 センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置く。 2 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。 (共同研究員) 第6条 センターに、必要に応じて、共同研究員を置くことができる。 2 共同研究員は、学長が委嘱する。 (センター長) 第7条 センター長は、学長が指名する理事又は教授をもって充てる。 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。 第2章 運営協議会 (運営協議会) 第8条 センターに、センターの事業計画その他の運営に関する重要事項について、センター長の諮問に応ずるため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 (組織) 第9条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) 学長が委嘱するセンターに所属する専任教員 1名 (3) 学長が委嘱する学外の学識経験者 5名以内 (任期) 第10条 前条第2号及び第3号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠協議員の任期は、前任者の残任期間とする。 (招集) 第11条 センター長は、協議会を招集し、議長となる。 (専門委員) 第12条 協議会に、専門的事項について審議するため、必要に応じて、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、協議会の議に基づき、センター長が委嘱する。 第3章 運営委員会
--	---

(運営委員会) <u>第8条</u> センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) <u>第9条</u> 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの教員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 (組織) <u>第10条</u> 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 (3) 学長が指名する副学長 (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (任期) <u>第11条</u> 前条第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長) <u>第12条</u> 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 (会議) <u>第13条</u> 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席) <u>第14条</u> 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 <u>第3章</u> 所員会議	(運営委員会) <u>第13条</u> センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) <u>第14条</u> 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの教員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 (組織) <u>第15条</u> 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 <u>3名</u> (3) 学長が指名する副学長 (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 <u>2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</u> (任期) <u>第16条</u> 前条<u>第1項第2号及び</u>第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長) <u>第17条</u> 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 (会議) <u>第18条</u> 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席) <u>第19条</u> 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 <u>第4章</u> 所員会議
--	---

(所員会議) <u>第15条</u> センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。 2 客員教授等は、所員会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。 <u>第4章 雑則</u> (庶務) <u>第16条</u> 委員会の庶務は、教育研究支援部学系支援課が処理する。 (規程の改廃) <u>第17条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (細目) <u>第18条</u> この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会、所員会議その他センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター長が定める。 [省略] <u>附 則</u> 1 <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u> 2 <u>この規程施行の際、現に改正前の東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程に基づくセンター長である者は、改正後の規程に基づきセンター長に指名されたものとみなし、その任期は改正前のセンター長としての残任期間とする。</u>	(所員会議) <u>第20条</u> センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。 2 客員教授等は、所員会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。 <u>第5章 雑則</u> (庶務) <u>第21条</u> <u>協議会及び</u>委員会の庶務は、教育研究支援部学系支援課が処理する。 (規程の改廃) <u>第22条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (細目) <u>第23条</u> この規程及び他の規程等に定めるもののほか、<u>協議会</u>、委員会、所員会議その他センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター長が定める。 [省略]
--	---

東京学芸大学留学生センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学留学生センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、<u>外国人留学生に対する教育指導の充実を図るとともに、学生交流を促進し、海外留学する日本人学生を増やし、教育のグローバル化に寄与すること</u>を目的とする。 (業務) 第3条 <u>センターにおいては、次に掲げる業務を行う。</u> (1) 外国人留学生に対する日本語及び日本理解等に関する教育 (2) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導助言 (3) <u>外国人留学生に対する教育プログラムと指導法の開発・研究</u> (4) <u>教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の研修プログラムの開発・研究</u> (5) <u>海外留学希望者に対する修学上及び生活上の助言並びに派遣留学生の支援</u> (6) <u>外国人留学生及び派遣留学生のネットワークの構築</u> (7) <u>その他センターの目的を達成するために必要な教育・研究等の業務</u> <u>2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。</u> <u>3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。</u> [省略] 附 則 <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学留学生センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、<u>外国人留学生及び海外留学を希望する学生に対し、必要な教育及び指導助言を行い、外国人留学生等に対する教育指導の充実と留学生交流の推進に寄与すること</u>を目的とする。 (部門及び業務) 第3条 <u>センターに、日本語教育部門、日本理解教育部門及び生活支援部門を置き、次に掲げる業務を行う。</u> (1) 外国人留学生に対する日本語及び日本理解等に関する教育 (2) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導助言 (3) <u>外国人留学生に対する教育の在り方についての検討及び連絡調整</u> (4) <u>外国人留学生のうち教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の研修プログラムの作成並びに指導</u> (5) <u>海外への留学希望者に対する修学上及び生活上の助言</u> (6) <u>その他センターの目的を達成するために必要な教育・研究等の業務</u> [省略]

東京学芸大学情報処理センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学 <u>I C Tセンター</u> 規程 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学 <u>I C Tセンター</u>（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、学内共同利用施設として、<u>学術研究支援、教育の情報化支援、図書館システム拡充等のための情報基盤整備並びに情報セキュリティ保持及び対策の推進を図ることを目的とする。</u> (業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。 (1) 学術研究の<u>情報処理支援</u> (2) 学術情報の<u>利用支援及び提供</u> (3) 附属図書館及び学務事務等の<u>電算処理支援</u> (4) 教育の情報化に関する開発研究、支援及び研修 (5) <u>情報基盤の整備と維持管理</u> (6) <u>情報セキュリティ保持及び対策並びに啓発活動</u> (7) <u>国立大学法人情報系センターとの連絡業務</u> (8) その他<u>センターの目的を達成するために必要な業務</u> <u>2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。</u> <u>3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。</u> (職員) 第4条 センターに、センター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教員を置くことができる。 (センター長) 第5条 センター長は、学長が指名する理事又は教授をもって充てる。 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合	東京学芸大学 <u>情報処理センター</u> 規程 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学 <u>情報処理センター</u>（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、学内共同利用施設として、<u>学術研究の推進、図書館システムの拡充、情報処理教育その他学内の情報処理の推進に資することを目的とする。</u> (業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。 (1) 学術研究のための<u>情報処理に関すること。</u> (2) 学術情報の<u>利用及び提供に関すること。</u> (3) <u>情報処理教育のための利用に関すること。</u> (4) 附属図書館及び学務事務等の<u>電算処理に関すること。</u> (5) <u>全国共同利用大型計算機センター等との連絡業務に関すること。</u> (6) その他<u>情報処理に関すること。</u> (職員) 第4条 センターに、センター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教員を置くことができる。 (センター長) 第5条 センター長は、学長が指名する理事又は教授をもって充てる。 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合

の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。 <u>(客員教授等)</u> <u>第6条</u> センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。 <u>2 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。</u> 第2章 運営委員会 (運営委員会) <u>第7条</u> センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。 (審議事項) <u>第8条</u> 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関する事項 (2) センター教員の人事に関する事項 (3) センターの予算に関する事項 (4) その他センターの管理運営に関する必要な事項 (組織) <u>第9条</u> 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 (3) 学長が指名する副学長 (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 学長が委嘱する教員 若干名 (任期) <u>第10条</u> 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長) <u>第11条</u> 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。 2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。 (会議) <u>第12条</u> 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。 第2章 運営委員会 (運営委員会) <u>第6条</u> センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。 (審議事項) <u>第7条</u> 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関する事項 (2) センター教員の人事に関する事項 (3) センターの予算に関する事項 (4) その他センターの管理運営に関する必要な事項 (組織) <u>第8条</u> 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 (3) 学長が指名する副学長 (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 学長が委嘱する教員 若干名 (任期) <u>第9条</u> 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長) <u>第10条</u> 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。 2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。 (会議) <u>第11条</u> 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
---	--

(関係者の出席) <u>第13条</u> 運営委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 第3章 所員会議 (所員会議) <u>第14条</u> センターに、センターの管理運営及びセンターのコンピュータシステム等の管理運用等を協議するため、所員会議を置く。 (組織) <u>第15条</u> 所員会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 (3) センターの兼任教員 第4章 雑則 (庶務) <u>第16条</u> 運営委員会及び所員会議の庶務は、教育研究支援部情報基盤課が処理する。 (規程の改廃) <u>第17条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (細目) <u>第18条</u> この規程に定めるもののほか、センターの利用等に関する細目については、運営委員会の議を経て、センター長が定める。 〔省略〕 附 則 <u>1</u> この規程は、平成31年4月1日から施行する。 <u>2</u> この規程施行の際、現に改正前の東京学芸大学情報処理センター規程に基づくセンター長である者は、改正後の規程に基づきセンター長に指名されたものとみなし、その任期は改正前のセンター長としての残任期間とする。	(関係者の出席) <u>第12条</u> 運営委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 第3章 所員会議 (所員会議) <u>第13条</u> センターに、センターの管理運営及びセンターのコンピュータシステム等の管理運用等を協議するため、所員会議を置く。 (組織) <u>第14条</u> 所員会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 (3) センターの兼任教員 第4章 雑則 (庶務) <u>第15条</u> 運営委員会及び所員会議の庶務は、教育研究支援部情報基盤課が処理する。 (規程の改廃) <u>第16条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (細目) <u>第17条</u> この規程に定めるもののほか、センターの利用等に関する細目については、運営委員会の議を経て、センター長が定める。 〔省略〕
---	--

東京学芸大学環境教育研究センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学環境教育研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、環境教育に関する専門的な教育・研究を行い、かつ、学生等の実験・実習の場としての利用に供し、もって環境教育の推進を図ることを目的とする。 (業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。 (1) <u>環境教育及び環境教育の現職教員研修に関する調査・研究</u> (2) <u>環境教育教材の研究・開発及び普及</u> (3) <u>教材植物園の整備及び保全・活用</u> (4) <u>その他必要な業務</u> <u>2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。</u> <u>3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。</u> [省略] <u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学環境教育研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、環境教育に関する専門的な教育・研究を行い、かつ、学生等の実験・実習の場として利用に供し、もって環境教育の推進を図ることを目的とする。 (業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。 (1) <u>環境教育に関する教育・指導</u> (2) <u>環境教育の内容、方法等の研究・開発</u> (3) <u>環境教育教材の研究・開発、保存及び供給</u> (4) <u>環境教育に関する施設及び設備の開発</u> (5) <u>植物遺伝資源の系統保存</u> (6) <u>教材植物園の育成及び管理</u> (7) <u>その他必要な業務</u> [省略]

東京学芸大学国際教育センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は，国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき，東京学芸大学国際教育センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは，海外・帰国児童生徒教育，外国人児童生徒教育及び国際理解教育に関し，専門的な調査・研究・開発を行うとともに，国立大学の教員その他の者で，この分野の研究に従事する者の利用に供することを目的とする。 (業務) 第3条 <u>センターにおいては，次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>海外・帰国児童生徒教育，外国人児童生徒教育及び国際理解教育に関する調査・研究並びに教育プログラム開発及び情報提供</u> (2) <u>海外・帰国児童生徒教育，外国人児童生徒教育及び国際理解教育に携わる現職教員の支援並びに研修</u> (3) <u>その他必要な業務</u> <u>2 前項に掲げる業務に応じ，センターにプロジェクトを置くことができる。</u> <u>3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。</u> 〔省略〕	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は，国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき，東京学芸大学国際教育センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは，海外・帰国児童生徒教育，外国人児童生徒教育及び国際理解教育に関し，専門的な調査・研究・開発を行うとともに，<u>全国共同利用施設として，国立大学の教員その他の者で，この分野の研究に従事する者の利用に供すること及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2第1項に基づき，他の大学の利用に供することを目的とする。</u> (研究部門及び業務) 第3条 <u>センターに，海外・帰国児童生徒教育部門，外国人児童生徒教育部門及び国際理解教育部門を置き，次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>教育の内容，方法等の实际的調査研究及び開発</u> (2) <u>教員等に対する専門的研修</u> (3) <u>教育情報の収集と提供</u> (4) <u>その他必要な業務</u> 〔省略〕 第2章 運営協議会 (運営協議会) 第7条 <u>センターに，センターの事業計画その他の運営に関する重要事項について，センター長の諮問に応ずるため，運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u>

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第7条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの教員の人事に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第9条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターに所属する専任教員 3名
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 学系長
- (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。

(任期)

第10条 前条第1項第2号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない

(組織)

第8条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 学長が委嘱するセンターに所属する専任教員 1名

(3) 学長が委嘱する学外の学識経験者 5名以内

(任期)

第9条 前条第2号及び第3号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第10条 センター長は、協議会を招集し、議長となる。

(専門委員)

第11条 協議会に、専門的事項について審議するため、必要に応じて、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、協議会の議に基づき、センター長が委嘱する。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第12条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第13条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの教員の人事に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第14条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターに所属する専任教員 3名
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 学系長
- (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。

(任期)

第15条 前条第1項第2号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない

。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長) <u>第11条</u> 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 (会議) <u>第12条</u> 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席) <u>第13条</u> 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 第3章 所員会議 (所員会議) <u>第14条</u> センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。 第4章 雑則 (事務) <u>第15条</u> センターの事務は、学務部国際課が処理する。 (規程の改廃) <u>第16条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (細目) <u>第17条</u> この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会、所員会議その他センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター長が定める。 〔省略〕 附 則 <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u>	。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長) <u>第16条</u> 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 (会議) <u>第17条</u> 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席) <u>第18条</u> 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 第4章 所員会議 (所員会議) <u>第19条</u> センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。 第5章 雑則 (事務) <u>第20条</u> センターの事務は、学務部国際課が処理する。 (規程の改廃) <u>第21条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (細目) <u>第22条</u> この規程及び他の規程等に定めるもののほか、<u>協議会</u>、委員会、所員会議その他センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター長が定める。 〔省略〕
---	---

東京学芸大学教育実践研究支援センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>規程 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、<u>学部、大学院、附属学校、教育委員会、公私立学校及び地域社会との緊密な連携を図り、特別支援教育・発達支援・教育臨床に関する調査・研究を行い、もって現職教員の支援及び研修を推進すること</u>を目的とする。 (業務) 第3条 <u>センターにおいては、次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>特別な教育的ニーズや発達支援ニーズを有する幼児・児童・生徒への支援に関する研究及び支援方法の開発</u> (2) <u>特別な教育的ニーズや発達支援ニーズを有する幼児・児童・生徒の教育並びに教育支援担当者への支援及び研修</u> (3) <u>教育臨床、教育相談及び教育の現代的課題に関する研究並びに現職教員の支援及び研修</u> (4) <u>その他必要な業務</u> 2 <u>前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。</u> 3 <u>プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。</u>	東京学芸大学<u>教育実践研究支援センター</u>規程 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学<u>教育実践研究支援センター</u>（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、<u>学部、大学院、附属学校及び地域社会との緊密な連携を図り、教育実践や教育課題に関する総合的・開発的研究及び教育支援を行い、もって教員養成及び現職教育の推進を図ること</u>を目的とする。 (研究部門) 第3条 センターに、<u>教育臨床研究部門、教育実習指導部門、情報教育支援部門、特別ニーズ教育支援部門及び生涯発達支援部門を置き、次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>教育臨床、教育相談及び教育の現代的課題に関する実践的研究、研修及び支援</u> (2) <u>教育実習の理念及びカリキュラムの調査・研究、指導計画の策定及び指導・評価</u> (3) <u>情報教育に関する開発研究及び支援</u> (4) <u>特別な教育的ニーズを有する児童・生徒への支援に関する研究及び支援方法の開発研究</u> (5) <u>特別な発達支援ニーズを有する者への生涯発達支援に関する研究及び支援方法の開発研究</u> (6) <u>その他必要な業務</u>

〔省略〕

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の東京学芸大学教育実践研究支援センター規程に基づきセンター長である者は、改正後の規程に基づきセンター長に指名されたものとみなし、その任期は改正前のセンター長としての残任期間とする。

〔省略〕

東京学芸大学理科教員高度支援センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学理科教員高度支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、理科教育に関する調査と専門的・先導的研究を行い、理科教育に携わる教員を支援するとともに、質の高い教員を育成するための現職教育及び教員養成の推進を図ることを目的とする。 <u>(業務)</u> <u>第2条の2 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。</u> <u>(1) 理科教育及び現職教員研修に関する調査・研究</u> <u>(2) 現職教員の研修</u> <u>(3) 教育委員会等が行う現職教員研修の支援</u> <u>(4) その他必要な業務</u> <u>2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。</u> <u>3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。</u> [省略] <u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学理科教員高度支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 センターは、理科教育に関する調査と専門的・先導的研究を行い、理科教育に携わる教員を支援するとともに、質の高い教員を育成するための現職教育及び教員養成の推進を図ることを目的とする。 [省略]